

昭和五十三年一月十三日受領
答 弁 第 四 号

(質問の 四)

内閣衆質八四第四号

昭和五十三年一月十三日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

衆議院議長 保利 茂 殿

衆議院議員瀬長亀次郎君提出沖繩の伝統芸能劇場建設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員瀬長亀次郎君提出沖縄の伝統芸能劇場建設に関する質問に対する答弁書

一について

沖縄の伝統芸能については、「組踊」を国の重要無形文化財に指定し、伝承者養成等の事業に対し、補助を行い、その保存振興を図っている。

また、地方文化の伝承発展のため、現在、地方文化施設や地方歴史民俗資料館の建設費の一部に対して国庫補助を行い、その整備促進を図っているところである。

沖縄県においては、現在、県立総合文化センター設立審議会において、伝統芸能の保存公開の施設を含む総合的文化センターの検討を進めているときいているので、この総合文化センターの整備計画をみた上で政府としての検討を行ってまいりたい。

二について

一についてによつて了知されたい。

右答弁する。